

補助事業評価シート

番号	26	章	施策12 文化資源の保護と文化環境づくりの推進
----	----	---	-------------------------

補助事業名	ミニ博物館の充実	所管部課	地域文化部文化観光国際課	事業開始年度	平成3 年度
根拠法令(要綱)等	ミニ博物館事業及び補助金交付要綱 新宿区補助金交付規則(昭和45年新宿区規則第7号)				
19年度決算額	3,220,000 円	補助対象団体(者)	区内各ミニ博物館(計7館)		
補助率	新設10/10(上限500万円) 運営補助月1万円 展示替え等1/2(上限250万円)				
補助することで達成しようとしている区の目的	区内に所在する文化資源(文化財を有する寺社等)及び産業設備(地場産業・伝統工芸等)に対し、施設の一部を改修等を行い、ミニ博物館として一般に公開することにより、区民文化の発展に寄与します。				
団体(者)に対する直接の助成目的	文化財の保護と活用を図るため、区内の文化資源や産業の実態を展示公開し、建築物等を活用、改修等を行うことにより、各事業者が自らミニ博物館を新設、運営、展示替え・展示施設改修等の管理運営を行うために要する経費を補助します。				
補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 (提出書類) 「ミニ博物館新設、運営、展示替え・展示設備改修事業補助金交付申請書」 (添付書類) 「ミニ博物館新設事業計画書」「収支予算書」 「ミニ博物館運営事業計画書」 「ミニ博物館展示替え・展示設備改修事業計画書」「収支予算書」	補助金の清算/実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 (提出書類) 「ミニ博物館新設、運営、展示替え・展示設備改修事業報告書」 (添付書類) 「事業成果を現す書類」 「収支計算書」(運営補助を除く)		
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか、どのように審査しているか等)  区職員により、展示内容、展示場規模、展示品、開館日を確認し、ミニ博物館として、適切に運営できるか否か、書類審査します。		審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか、どのように審査しているか等)  区職員により各館の事業実施状況の現地確認を実施し事業計画書に記された展示内容、展示場規模、展示品、開館日を確認し文化財や産業の実態を紹介するとともに、区民が気楽に入れるミニ博物館として運営されているか否か審査します。		
今後の課題	ミニ博物館は、区内の文化資源を再評価し、これをもとに区の文化環境を整備するための貴重な施設です。区民に郷土の文化とその魅力を伝える意義もあり、今後も着実に継続・発展させる必要があります。しかし、ミニ博物館は、あくまでも設置事業者が主体となって運営している施設です。団体見学の増大により、仕事場等として、支障をきたすこともあるため、見学や観光施策として取り組む際は、十分な配慮が必要と考えます。				
補助金の評価	<p>総合評価(A・B・C・D)とその理由</p> <p>展示替え等の経費の一部を補助するしくみを創設し、補助することにより、ミニ博物館の新たな魅力を引き出すことができました。また、運営補助することにより、既存館のミニ博物館事業を継続することができました。よって、総合評価は、目的どおり実施し、予定していた成果をあげたものと評価し「B」としました。</p> <p>区と補助対象者との役割分担</p> <p>区の役割は、ミニ博物館の 新設 運営 展示替え・展示設備改修に係る経費の一部を補助することであり、そのことによってミニ博物館事業者の管理運営を支援することです。補助事業者は、区民が気軽に入れるミニ博物館を広く一般に公開することにより、区民文化の発展に寄与する役割を担います。</p> <p>目標の設定</p> <p>区内に所在する文化資源及び産業設備を整備し公開しているミニ博物館の活動は、区民の身近な文化資源として、区民の地域への愛着を深め、区の文化環境づくりに寄与してきているものであり、目標の設定は適切であると考えます。</p> <p>代替手段・効率性</p> <p>この事業は、民間事業者が自ら運営しており、維持管理の支援を目的に、運営補助や展示替え・展示設備改修等に係る経費の一部を補助しています。事業の仕組みから代替手段はなく、費用対効果から見て効果的・効率的に行われています。</p> <p>目標の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・館設置者の積極的な取り組みを支援するため、「要綱」を改正しました。</li> <li>・既存館1館に対し、展示替え等の経費の一部を補助しました。</li> <li>・他の既存館6館も継続して、ミニ博物館事業を運営し、運営補助を実現しました。</li> <li>・予定していた新館の設置こそ、できませんでしたが、19年度、文化財の公開の形で、区民に公開を行いました。これらの取組みから、この補助金の目的とする区内の文化資源を積極的に公開するという目標はほぼ達成できたと評価しています。</li> </ul>				
改革方針	この事業は、継続的な事業として遂行していくため、経常事業の「ミニ博物館の充実」として、引き続き、取り組んでいきます。				